

「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する追加の技術的修正

平成 6 年 1 月 29 日

対象箇所	修正内容
4 頁、5 頁	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨の明確化の観点から記載を以下のとおり整理。 当初案 「営業秘密情報」 修正後 「<u>営業秘密にあたる情報</u>」
12 頁	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の規定ぶりに合わせて以下のとおり整理。 当初案 「<u>外部への漏えいは一切許してはならず厳格な管理が求められるもの</u>」 修正後 「<u>必要かつ適切な安全管理措置を講じることが求められるもの</u>」 趣旨の明確化の観点から以下のとおり修正。 当初案 「法令又は契約により秘密にしなければならないのか」 修正後 「法令又は契約に<u>基づき秘密情報として取り扱わなければならないのか</u>」
20 頁	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨の明確化の観点から以下のとおり修正。 当初案 「<u>(受託やライセンス、M&A における交渉（事前協議を含む。)) 等の他社との契約等により限定的に開示された技術情報、安全保障貿易管理に関わる製品に関する技術情報、経済安全保障推進法のもとで保全指定され特許出願の公開が留保された発明に関する情報 等)</u>」 修正後 「<u>(受託契約・ライセンス契約・M&A 交渉における NDA 等の他社との契約等により限定的に開示された技術情報、安全保障貿易管理に関わる製品に関する技術情報、経済安全保障推進法のもとで保全指定され特許出願の公開が留保された発明に関する情報 等)</u>」
23 頁	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の規定ぶりに合わせて記載内容を以下のとおり整理。 当初案 「個人情報保護法に基づく管理が求められる個人情報や、」

	修正後 「個人情報保護法に基づく取扱いが求められる個人情報や、」
65 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 脚注 32 について、関係資料の改訂等に合わせて記載内容を整理。 <p>修正後</p> <p>『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A の Q5-7 等が参考になります。(https://www.ppc.go.jp/all_faq_index/)』</p>
89 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨の明確化の観点から以下のとおり修正。 <p>当初案 「M&Aにおける交渉<u>(事前協議を含む。)</u>の相手」</p> <p>修正後 「M&Aにおける交渉相手」</p>
98 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の漏えいに伴う被害の発生についてはケースバイケースであり、個別具体の例示がなくても文意が明らかかなため、以下のとおり整理。 <p>当初案 「<u>個人情報</u>など、漏えいした場合に他者に被害を与えるような情報の場合や」</p> <p>修正後 「漏えいした場合に他者に被害を与えるような情報の場合や」</p>
104 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 文章内での平仄の観点から以下のとおり修正。 <p>当初案</p> <p>「例えば自己の主張や相手への反論、文書提出命令などにより<u>営業秘密</u>を含む保有する書類・データの提出を行うことがあります。」</p> <p>修正後</p> <p>「例えば自己の主張や相手への反論、文書提出命令などにより<u>秘密情報</u>を含む保有する書類・データの提出を行うことがあります。」</p>
130 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護法においては、個人情報の厳格な管理を求めており、かかる観点からの解説ツールである同お役立ちツール（※中小企業向け）については、企業等の社内体制構築における柔軟性について言及する本記載とそぐわないため、脚注を削除。
134 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 本ハンドブック内での平仄の観点から以下のとおり修正。 <p>当初案 「<u>廃棄すべき情報</u>が残存しているなど」</p>

	修正後 「 <u>廃棄・消去すべき情報が残存しているなど</u> 」
161 頁、164 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の趣旨に合わせて「<u>プライバシー・人権を保護するための個人情報保護法等の法的要求を満足できる</u>」を削除。
169 頁	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の規定ぶりに合わせて以下のとおり整理。 当初案 「<u>個人情報の場合、個人情報保護法に基づき、業種に応じた主務官庁に対する報告等の対応が必要</u>」 修正後 「<u>個人情報の場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の対応が必要</u>」 ● 関係法令の規定ぶりに合わせて以下のとおり整理。 当初案 「<u>特に、故意の内部不正によって個人データが漏えいした場合は、遅滞なく、個人情報保護委員会及び本人（漏えいしたデータの保有者）への報告を実施。また、事態の発生を認識した後速やかに報告するとともに、60日以内に確報を行う。</u>」 修正後 「<u>特に、一定の個人データの漏えい等の事態が発生した場合、事態を知った時点から概ね3～5日以内に「速報」として、また30日以内（不正な目的で行われたおそれがある場合は60日以内）を「確報」として個人情報保護委員会に報告しなければならない。また、当該事態が生じた旨を本人に通知しなければならない。</u>」
参考資料3、参考資料4	<ul style="list-style-type: none"> ● 窓口名称、URL、連絡先等の変更等に伴う修正。公表までに修正予定。